

関西医科大学 医学部

令和 8 年度（令和 8 年 4 月入学）入学者選抜における変更について（予告）

令和 8（2026）年度実施予定の学校推薦型選抜試験・特色選抜試験における特別枠学校推薦型選抜試験の推薦の対象とその要件を変更しますので、ここに予告します。

なお、ここに予告する内容は現時点での予定であり、今後追加・修正が生じた際には改めて公表いたしますので、本学ホームページならびに令和 7（2025）年度に公表する令和 8 年度学生募集要項で必ず確認してください。

特別枠学校推薦型選抜試験（専願制）

1. 趣旨・目的

特別枠学校推薦型選抜試験は、本学が指定する所定診療業務に医師臨床研修期間を含めて5年以上従事する医師となる学生を選抜することを目的としています。所定診療業務は次のとおりです。

- ① 2年間の医師臨床研修は、本学附属病院または本学総合医療センター、あるいは近畿地区（大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県）の臨床研修指定病院で行う。
- ② 医師臨床研修修了後は直ちに本学の専攻医となり、医師不足診療科（産婦人科・救急医学科・外科※1・麻酔科・内科※2・小児科）の医師として、本学に3年以上勤務する。

※1. 上部消化管外科・下部消化管外科・肝臓外科・胆膵外科

※2. 内科学第一（血液内科、呼吸器・感染症内科、リウマチ・膠原病内科）、
内科学第二（循環器内科、腎臓内科、内分泌代謝内科）、
内科学第三（消化器肝臓内科）

なお、6年間の課程において、特別のカリキュラムを設定しております。

2. 推薦の対象とその要件

日本国内の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ）普通科（理数科等を含む）を令和 8 年 3 月卒業見込みの者または令和 7 年 3 月に卒業した者、あるいは文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を令和 8 年 3 月 31 日までに修了見込みの者または令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に修了した者で、次の要件を全て満たす者

- ① 本学の建学の精神に則り、本学への入学を希望する者
- ② 上記の「1. 趣旨・目的」に則って、本学が指定する所定診療業務に5年以上従事することを約束し、「誓約書」を保護者連名で提出できる者

※ 特別枠入学者にはこれを遵守していただく必要があります。特別枠入学者が卒業後にこの勤務条件以外の勤務先を希望する場合、特別枠制度の秩序違反として制裁の対象となる可能性があります。

- ③ 本学を専願し、出願後は必ず受験し、合格した際に本人及び保護者が入学することを確約できる者

※ いかなる理由があっても出願手続後の辞退は認めません。

- ④ 全体の学習成績の状況及び6教科（国語、地理・歴史、公民、数学、理科、外国語）のみを対象とした学習成績の状況がともに4.0以上であり、人物・学力に優れていると判断し、学校長が推薦する者（令和8年3月卒業見込みの者は、高等学校が2学期制・3学期制いずれの場合でも第3学年1学期までの学習成績の状況とする。）

- ⑤ 次の科目またはこれらに相当する科目を履修した者

数 学：数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学Ⅲ、数学A、数学B、数学C

（理数科は、理数数学Ⅰ、理数数学Ⅱ、理数数学特論）

理 科：物理・化学・生物のうち2科目以上

（理数科は、理数物理・理数化学・理数生物のうち2科目以上）

外国語：英語コミュニケーションⅠ、英語コミュニケーションⅡ、英語コミュニケーションⅢ、
論理・表現Ⅰ、論理・表現Ⅱ、論理・表現Ⅲ

特別枠入学者の奨学金

特別枠入学者のうち希望者に奨学金を優先貸与します。貸与期間は在学する6年間とし、毎年100万円を限度に貸与します。貸与奨学金の返済は卒業までの間は据え置きとし、卒業後、本学の指定する臨床研修指定病院での医師臨床研修期間2年と医師不足診療科（産婦人科・救急医学科・外科※1・麻酔科・内科※2・小児科）の医師として本学に3年間以上勤務することにより、奨学金全額の返済を免除します。

※1. 上部消化管外科・下部消化管外科・肝臓外科・胆膵外科

※2. 内科学第一（血液内科、呼吸器・感染症内科、リウマチ・膠原病内科）

内科学第二（循環器内科、腎臓内科、内分泌代謝内科）

内科学第三（消化器肝臓内科）

なお、奨学金受給の有無にかかわらず、特別枠としての前項②の勤務条件は適用されます。

変更のポイント

- 大学が指定する所定診療業務従事期間が「10年」から「5年」に短縮されます。
- 医師不足地域の医療機関での勤務はなくなり、臨床研修後は、本学の専攻医として医師不足診療科に3年以上勤務することになります。
- 2年間の臨床研修先が、「関西医科大学附属の病院」から「関西医科大学附属の病院と近畿2府4県の臨床研修指定病院」に変更されます。
- 医師不足診療科に「麻酔科」が追加されます。
- 外科と内科の診療科を明確にしました。
- 高等学校卒業見込み者の全体の学習成績の状況の算定基準は2学期制・3学期制問わず高等学校第3学年1学期で算定することを明確にしました。（※一般枠学校推薦型選抜試験の算定基準も同様です。）
- 特別枠入学生に貸与される奨学金の免除期間も所定診療業務従事期間の変更に伴い、「10年」から「5年」に短縮されます。